

件名	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年1月16日公布、同年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、平成27年4月1日に施行されることから、県条例についても国の基準に準じて改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定児童発達支援の運営に関する基準の改正（第53条） 指定児童発達支援事業者が相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を加える（努力義務）。 2 基準該当児童発達支援に係る特例の対象の拡大（第56条の8） 介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供するサービスについて、一定の条件を満たす場合に<u>基準該当児童発達支援とみなす</u>特例の対象とする。 3 指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数及び利用定員の改正（第68条・第71条） 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の員数及び利用定員についての基準を新たに定める。 4 その他規定の整備 	
施行日	平成27年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準省令の改正の趣旨 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける議論等を踏まえ、基準省令について所要の改正を行ったもの。 2 用語の意味 <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うもの ○看護小規模多機能型居宅介護 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスをいう。 ○基準該当児童発達支援の事業 指定児童発達支援には該当しないが、県の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たすと市町村が認める児童発達支援の事業 ○放課後等デイサービス 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うもの 	